

## 令和3年度熊本市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(1) 主要な建設改良事業			
管渠布設費	6,382,220千円	262,324千円	6,644,544千円
ポンプ場、処理場築造費	4,525,910千円	503,260千円	5,029,170千円
固定資産購入費	16,897千円	7,604千円	24,501千円
建設改良費(雨水)	210,722千円	17,803千円	228,525千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 下水道事業収益	20,375,700千円	△ 39,487千円	20,336,213千円
第1項 営業収益	12,340,085千円	19,985千円	12,360,070千円
第2項 営業外収益	8,014,759千円	△ 62,378千円	7,952,381千円
第3項 特別利益	20,856千円	2,906千円	23,762千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 下水道事業費用	18,469,014千円	△ 393,733千円	18,075,281千円
第1項 営業費用	16,265,063千円	△ 263,315千円	16,001,748千円
第2項 営業外費用	2,154,566千円	△ 135,362千円	2,019,204千円
第3項 特別損失	44,385千円	4,944千円	49,329千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,755,890千円は、過年度分損益勘定留保資金 8,085,290千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 670,600千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,112,414千円は、過年度分損益勘定留保資金 8,411,620千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 700,794千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	13,278,327千円	474,158千円	13,752,485千円
第1項 企業債	8,363,000千円	△ 51,900千円	8,311,100千円
第2項 企業債(雨水)	30,000千円	51,900千円	81,900千円
第4項 補助金	4,718,179千円	375,674千円	5,093,853千円
第5項 補助金(雨水)	31,000千円	56,351千円	87,351千円
第6項 負担金	122,389千円	42,133千円	164,522千円

(科目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	22,034,217千円	830,682千円	22,864,899千円
第1項 建設改良費	11,528,879千円	812,921千円	12,341,800千円
第2項 建設改良費(雨水)	210,722千円	17,803千円	228,525千円
第3項 企業債償還金	10,284,616千円	△ 42千円	10,284,574千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 築造事業	6,120,000	証書借 入又は 証券 発行	年5%以 内。ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる場 合、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	政府資金等 については、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 すること による。た だし、財政 の都合によ り繰上償還 することが ある。	6,067,100	補正前に同じ		
流域下水道 築造事業	50,000				51,000			
公共下水道 築造事業 (雨水)	30,000				81,900			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,519,029千円	△ 111,122千円	1,407,907千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	4,645,509千円	18,451千円	4,663,960千円

熊本市長 大西一史